

昭和 37 年 8 月
西宮都市計画事業

鳴尾濱手土地区画整理事業

(第二阪神国道整備事業)

事業の概要

西 宮 市

事業の完了にあたつて

都市計画事業鳴尾浜手土地区画整理が、いよいよ完成いたしました。この事業は幅員50米の大道路第二阪神国道の内、未完成であった鳴尾地区の用地を確保するための事業であったのです。

これで本市を東西に走る第二阪神国道延長6軒が貫通いたしました。言うまでもなく第二阪神国道は大阪、神戸の大産業都市を結ぶ交通の幹線で、延長30軒幅員50米、人間の体にたとえればまさに大動脈です。大阪・神戸の一部を除いては37年末までに舗装を終り、昭和38年には全線開通するものと思います。

「波の淡路の島影や、遠く鳴尾の沖過ぎて、はや住の江に着きにけり」とうたわれてこのかた歴史的に有名な鳴尾の地は、今や本市の東部における最も住みよい住宅地であり、区画整理事業完成と共にますます発展することあります。

この区画整理事業が、第二阪神国道沿線の他都市にさきがけて結果を告げ、成果を納めたことは、地区民の御協力によるものでここに感謝の意を表する次第であります。

昭和37年8月

西宮市長 田 島 淳 太 郎

事業完了に寄せて

このたび、西宮市が鳴尾浜手土地区画整理の概要を事業完了の記念として刊行せられるのを機に少しく所感を述べさせていただきます。

本事業は、本誌の事業目的に記されてあるように、近時著しい自動車交通の需要に応ずるため、大阪・神戸間の都市計画街路浜手幹線の実現を目標とするもので、本事業の完了によって本市内延長6軒の内、未完了部分の1軒が完成し全通することになったものであります。

あたかも、第二阪神国道の開通が急がれているとき、本市がいち早く完成を見たのは関係者の一人として主ことに欣快であり、市民の誇りでもあると思います。

この難事業が比較的速やかに完了したのは何と言っても関係権利者諸氏の深い御理解と謙虚な御協力の賜であり、一面市当局の真摯な御努力が結実してこ

の好成績を納めたものと信じ、ここに深甚の敬意を表し感謝を申上げるものであります。

私は、過去5年間に亘って施行者と権利者との間に立ち、多少なりとも事業に関与した審議会の委員として、また権利者の一人として本事業の成果が、郷土発展への貴重な布石として、次代への遺産となることを祈念してやみません。

昭和37年8月

西宮都市計画事業鳴尾浜手
土地区画整理審議会
会長

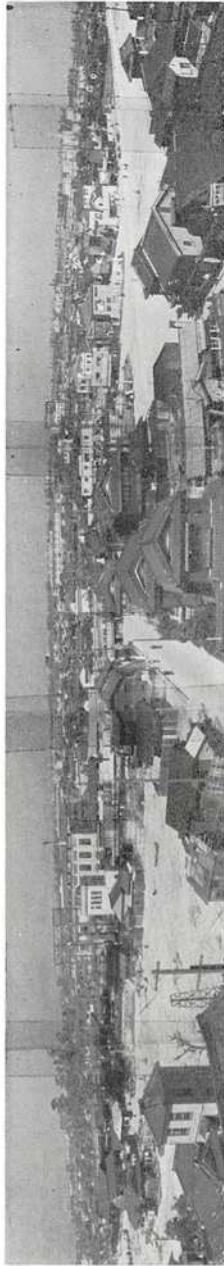
目 次

第1 事業の目的	7
第2 整理施行前の土地の状況	7
第3 公共施設整備改善の方針	8
第4 事業実施の状況	10
1. 用地買収	10
2. 仮換地指定	10
3. 支障物件移転	10
4. 街路及び公園工事	11
5. 評価及び清算	15
第5 土地区画整理審議会	15
第6 評価員	16
第7 事業施行中の機構	17
第8 訴訟及び訴願	18
第9 施工調書	19
1. 整理施行前後の土地の地目別地積対照表	19
2. 減歩率算出表	19
3. 公共施設調書	20
4. 事業費	21
第10. 事業経過概要一覧表	23
添付図面 整理施行前後の図面2葉	袋



浜手幹線の未完成部分（東方の川は武庫川）昭和13年3月写す。

(阪神国道写真)
(整理前後対照)

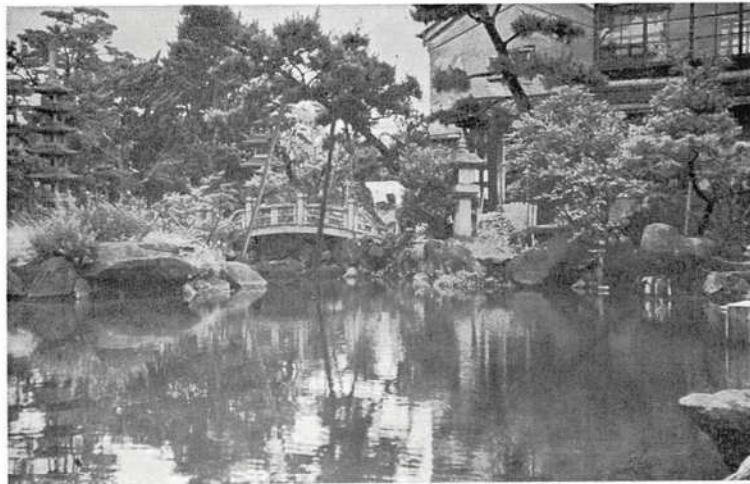


昭和34年3月写す。



昭和37年8月写す。

第二阪神国道にかかり取扱した布谷氏庭園の一部（鳴尾町3丁目所在）



完成した第二阪神国道

(昭和37年8月13日写す)



武庫川学院堤上から西方甲子園方面を望む（前方に見ゆるは甲子園球場）



鳴尾町3丁目競馬道から東方を望む



鳴尾町1丁目小曾根線
附近から東方を望む



甲子園球場前陸橋から東方鳴尾町方面を望む



武庫川学院屋上から尼崎方面を望む（前方は武庫川橋）



武庫川橋から西方甲子園方面を望む

事業の概要

第1 事業の目的

施行地区は、西宮市の最東部に位し、阪神電鉄鳴尾駅前の区域の一部は商店街として発展してきたが、他は概ね住宅地として利用せられている。しかし、一般的に住宅地としての環境は必ずしも良好とはいえないかったので、本地区の中央を東西に貫通する都市計画街路浜手幹線（第二阪神国道）の実現を期して、東西交通の円滑を図ると共に、その他の公共施設を整備改善して、宅地の利用を増進し、大阪、神戸両大都市の中間に位する本地区内宅地の発展に寄与することを目途とした。

浜手幹線は、終戦直後戦災復興事業としてすでに大部分が施行せられ、本市内の未完成部分は、本地区内延長約1.0秆のみとなっていたので、近時著しい自動車の交通量に鑑み、早期完成を期したのである。

第2 整理施行前の土地の状況

1. 施行地区の位置

本地区的東部区域の位置は、東は、武庫川右岸阪神電鉄武庫川線を境とし、西は、鳴尾戦災復興土地区画整理事業施行区域に接しており、阪神電鉄鳴尾駅前の区域は、鳴尾駅の南西に位している。

2. 地積

	整理前	整理後	備考
公共用地	30,345坪	43,162坪	道路、公園、水路
宅地	77,610	64,793	公共用地以外の土地 整理前には測量増地積を含む
計	107,955	107,955	

3. 地勢

本地区は、阪神電鉄鳴尾駅前附近と鳴尾町1丁目から武庫川以西の二つの区域から成り、地勢平坦で、鳴尾駅前附近は一部耕地を含み、街路は整然としている。

東部は約三分の一の耕地を含んでいるが、往時、組合で土地区画整理を実施しているので、街路も6米以上をとり整然としている。両地区とも洪水時には冠水する水田はあるが家屋で浸水するものは稀である。

4. 地区内における用排水路

東部に鳴尾新川（幅員約9米）駅前西方に幅員4.5米の水路があり、共に附近一帯の排水施設としてその目的が達せられている。

5. 道 路

東部一帯は、戦前、組合において土地区画整理を施行したため、砂利道ではあるが、概ね幅員6米乃至11米の道路が整然と設けられていた。

鳴尾駅前的一部は、幅員2米乃至11米の在来道路が不規則に介在し、簡易舗装をして維持せられていた。

6. 宅地の規模及び筆数

宅地の規模は、駅前附近及び東部においても、耕地を含んでいるのと、広大な学校敷地を含んでいる関係で、一筆当たり規模は比較的大きい。即ち次表のとおりである。

一筆当たり宅地規模

区分	所有者数	筆 数	地 積	一筆当たり地積	備 考
宅 地	200人	428	77,261坪	180坪	所有者数、筆数は事業着手当時のもの

第3 公共施設整備改善の方針

1. 都市計画施設

本地区内で決定している都市計画施設は、次のとおり用途地域及び街路のみである。本事業の事業計画はこれに適合して定められたこともちろんである。

(イ) 都市計画地域地区

東部区域は住居地域として、鳴尾駅前は商業地域として指定せられている。

(ロ) 都市計画街路

東西交通の幹線として浜手幹線（第二阪神国道）南北交通の幹線として広路2号線（競馬場線）及びI.2.1号線（小曾根線、幅員30米）が決定配置されている。ただし、競馬場線は、当初幅員50米が昭和32年3月28日16米に変更された。

街路決定告示 昭和21年5月6日、第一次

同 告示 昭和31年8月14日、第二次

街路変更告示 昭和32年3月28日

2. 公 園、緑 地

都市計画の施設として決定している公園、緑地はないが、児童の保健、遊戯、教化の施設として児童公園800坪を東部区域において3ヶ所に分散配置した。しかし、配置の状況及び

面積等の関係で後日3ヶ所を2ヶ所に変更した。ただし、合計面積では変更ながら始めた。

3. そ の 他

(イ) 区画街路

本地区は、大阪、神戸両大都市の中間に位する健康的で、且つ、文化的な住宅地に適せしめるために6米（一部4米を含む）乃至11米の区画街路を縦横に配置した。

(ロ) 水 路

在来水路は、その効果をますます高めるため、施設に改良を加えて存置する方針とした。

公共施設の整備は以上により行うが、これを一覧表にして示せば次のとおりである。

当初計画による公共施設一覧表

種別	名 称	巾 員	延 長	面 積	摘 要
道	広路一号線、浜手幹線	50米	999.99米	15,125.00坪	東西線
	広路二号線、競馬場線	50	44.54	681.00	南北線、巾員は昭和32年3月16米に変更
	I.2.1号線、小曾根線	30	236.36	2,155.00	南北線
	小 計		1,280.89	17,961.00	
	区 画 街 路	11	712.71	2,371.60	
	"	8	2,985.40	7,224.80	
路	"	6	736.36	1,336.50	
	"	5	38.18	57.75	
	"	4	1,545.00	1,870.44	
	街 角 剪 除 地 積			57.95	
	小 計		6,018.45	12,919.04	
	計		7,299.34	30,880.04	
公 園	区画整理公園			300.00	1ヶ所
	"			300.00	"
	"			200.00	"
	計			800.00	
水 路	新川排水路	8.0米	258.27	625.00	
	その他の水路			1,057.84	
	計			1,682.84	
	合 計			33,362.88	

第4 事業実施の状況

1. 用地買収

本事業は、約100,000坪の地域内に延長約1糅の50米道路を新設するので、平均減歩率は16%強となる。しかも、駅前の区域は、新設道路の面積に比較して地区面積が少いため、整理前の宅地9,330坪に対し、整理後の宅地は5,150坪に過ぎず、平均減歩は実に45%となる。加えて東部の区域は、戦前に土地区画整理事業施行済であるため、地価の増進を多く望むことができない。そこで、本事業を円滑かつ迅速に進めるためには、一部用地の買収をすることが望ましいので、建設省及び兵庫県の御理解の下に事業計画において減価補償費として土地買収費を計上し、初年度から午賀抜買収にとりかかったのである。地主も又第二阪神国道の開通という大目標があったため非常に協力があり、昭和32年度までに8,612坪を買収することができた。その内訳は、駅前区域3,859坪、東部区域4,753坪であり、買収価額は54,140,458円、坪当り6,286円である。

2. 仮換地指定

用地買収の見透しのついた昭和32年5月初の頃から換地設計にとりかかり、地区内約68,000坪520筆の割込を終ったのが10月下旬である。直ちに土地区画整理審議会に諮問の準備にかかり、11月12日審議会を招集、その意見を求めた。その結果は、種々質疑はあったが結局積極的反対の意見はなく、原案のとおり異議なく議決を見、11月22日その答申があったので同月27日関係地主に対し、位置図を添付し、地番符号、予定地積を記載して仮換地の通知をした。これと同時に、仮換地の正式指定を行うため、換地設計に基づいて確定測量に着手した。

仮換地の指定は、昭和33年5月以降前後9回に亘って順次行い、指定通知後日時を指定して現地に立会を求めて境界を明示することにした。

3. 支障物件移転

本市で移転又は除却した家屋は、全部で233戸である。この年度別内訳は昭和31年度43戸、32年度63戸、33年度以降127戸である。

昭和31年度の移転は専ら買収した土地に在った家屋を除却したものであるが、昭和32年11月27日仮換地を決定後は、地区内での曳去移転又は解体移転を行うことができるようになった。補償については、県から内示されている基準に基いて算定した補償額により補償したが何れも協議移転であって、実質的強制移転は一戸もなかった。

電柱は関西電力株式会社との協定単価により、昭和32年度に10本、33年度に30本を移転した。この協定は、県下6市同一のものである。

ガス管の支障になったものについては、大阪瓦斯株式会社に一定の補償をして撤去させたものの290米、布設したもの260米である。

上水道管は、西宮市水道部に依頼して撤去したもの509米、布設したもの480米である。

4. 街路及び公園工事

(1) 街路工事

都市計画街路広路1号線の浜手幹線（第二阪神国道）の工事については、道路境界線石は地区内延長約1,000米の両端を施工し、併せて橋梁、側溝連絡管歩道境界、整地等の工事も一部施工している。

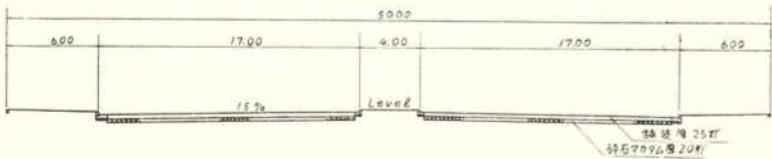
その他の部分については、建設省の直轄工事として第二阪神国道工事事務所によって歩車道境界の未施工部分、中央分離帯、鳴尾駅前の横断地下道、武庫川橋及び甲子園線の立体交叉の取付工事その他本区域部分の車道の全面コンクリート舗装工事が行なわれ、第二阪神国道が神戸一大阪間の大幹線街路として完成している。

都市計画街路小曾根線（幅員30米）競馬場線（幅員16米）は、本事業により車歩道の区別を設け、車道部分については、アスファルトコンクリート舗装（厚10cm）が完成、本地区内の幹線街路は総て完全舗装されている。

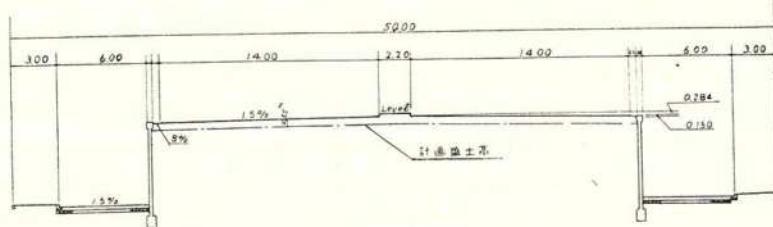
その他の区画街路については、標準横断面図に示す如く施工し、別途事業により簡易舗装で地区内の約95%まで舗装せられているのが現状である。

街路の標準横断面図は次のとおりである。

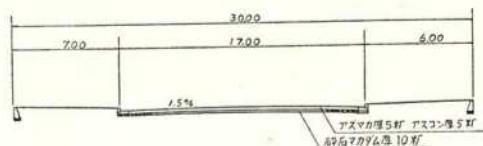
浜手幹線標準横断面図



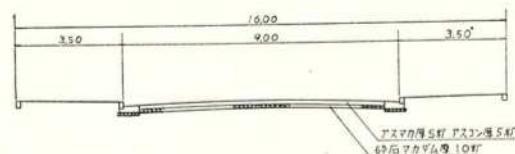
浜手幹線高架標準横断面図



小曾根線標博横断面図



競馬場線標準横断面図



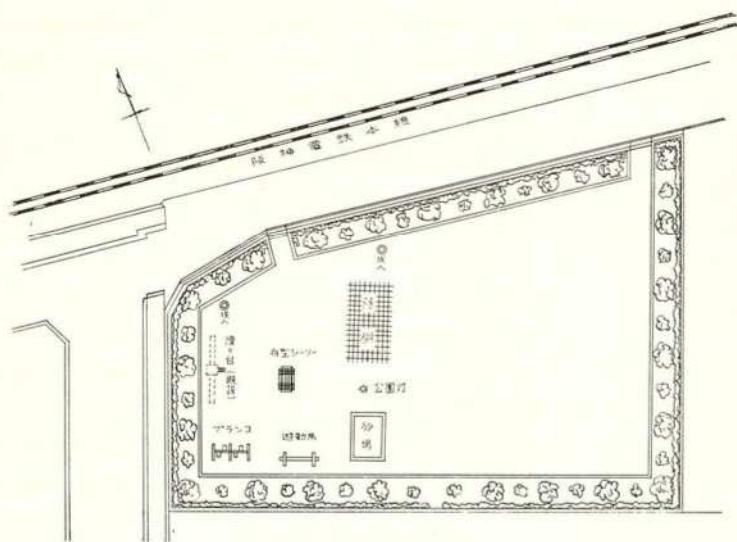
区画街路標準横断面図



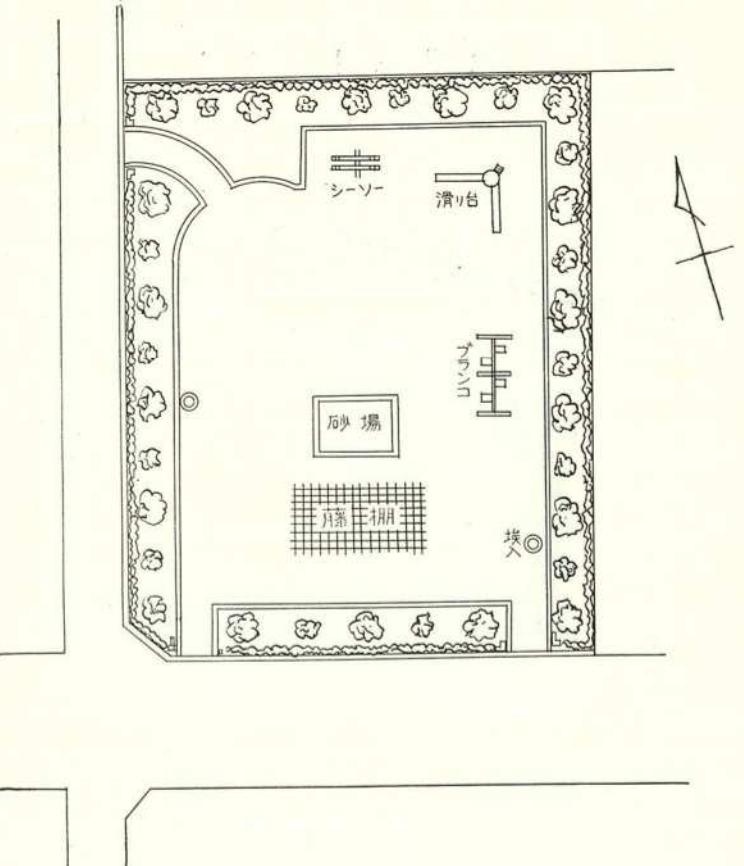
(口) 公園工事

区画整理公園については、次の図面の如く完成し、附近住民に利用せられている。

池開公園施設図



笠屋公園施設図



5. 評価及び清算

清算の基礎となる土地の評価については、整理前及び整理後とも路線価法によることとし、昭和35年6月13日評価員の意見を聞いて、各路線について路線価を設定すると同時に、各筆評価基準を作成した。この路線価及び評価基準に基づき、各筆について評価計算を行ない、昭和36年1月27日評価員を招集し、その意見を聞いて検討した結果地区内の最高指数を10、448個、最低2,800個と決定し、1個当たり換算価格を2円と定むることとし、又、土地所有権と借地権との価格の割合については、所有権を60%、借地権を40%に定むることにした。

以上により、各筆の評価額を計算して清算金明細書を作成し、昭和36年3月6日換地計画として審議会の同意を得た。しかして、これを換地計画の縦覧前の昭和36年4月17日各土地所有者及び借地権者に通知して、出来得る限り事前に納得を得よう努めた。このためか、縦覧期間中の意見書提出はなく、又、清算事務も比較的順調に推移し、換地処分の公告後の確定通知のあと約4ヶ月経過時の実績は、徴収、交付とも約50%に近い成績をおさめている。

第5 土地区画整理審議会

土地区画整理法第70条の規定により、市長の附属機関として設置せねばならない土地区画整理審議会の委員は、地区内土地所有者又は借地権者（借地法にいう借地権を有する者）の選挙によって選出することになっている。このため、昭和32年1月10日西宮市告示第3号で、同年3月30日に選挙を施行することを公告し、1月30日現在により選挙人名簿を作成、2月9日から22日まで2週間これを公衆の縦覧に供した。しかし、縦覧期間内に異議の申立がなかったので3月9日その旨を公告したのでここに宅地の所有者190人の選挙人名簿が確定した。同日、同時に選挙すべき委員の定数を8人とし、予備委員の数を4人以内に定める旨公告して立候補届出を受理することにした。しかし、締切期日までに届出のあったのは8名で、定員を超過しなかったので、無投票当選が決定し、同年4月2日それぞれ当選通知を出すと共にその名簿を公告した。

又土地区画整理法及び施行規程の定むる学識経験を有する者のうちから選任すべき委員2人も同日付選任を終った。そこで6月6日第1回土地区画整理審議会を招集し、会長を選挙し会長代理者を互選した。

委員名簿次のとおり。

第7 事業施行中の機構

本事業は、当初事業費総額 208,400,000 円、施行期間 5 ケ年、土地区画整理法第3条第4項の規定に基づく都市計画事業の土地区画整理事業として施行することは、すでに、昭和29年7月に決定を見ていたのであるが、予算の裏付がないため見送られてきた。しかし、昭和31年に至り、ガソリン税を主な財源として施行する見込がつき、同年5月には建設省から、初年度事業費40,000,000円の内示を受けたので、当時の計画課を主管課として、直ちに事業に着手することとし、6月1日鳴尾町3丁目に仮事務所を設け、計画課職員を駐在せしめた。その後、仮事務所は、事業施行上支障となり撤去したので、事務所を本市鳴尾支所二階に移し、昭和36年12月建設部の機構改革の時まで、ここで、用地買収、支障物件移転、測量製図、換地設計、假換地指定、土地の評価、登記事務、地番の整理及び換地計画の作成等の事務を行ってきたのである。しかして、予算の整理事務を計画課、一般工事の設計、施工の事務を工務課（後に計画課）下水道工事の設計施工を下水道課で、それぞれ主管して何れも本庁が直接施行した。

第6 評 価 員

換地計画の清算金を定めようとするときは、土地及び土地について存する所有権以外の権利の額を評価することを要し、その評価については、評価員の意見を聞かねばならないことになっている。この評価員は、市長が、土地区画整理審議会の同意を得て、3名以上を選任しなければならない。そこで、昭和34年9月30日招集の審議会で同意を得て、昭和35年2月23日その選任を終った。

第8 訴訟及び訴願

本市との協議により、移転をした家屋の売買をめぐり、訴訟となつたもの1件あったが、直接本市を相手とした訴訟はなかった。

訴願は1件あったが、円満解決を見て書類を取下げた。

訴訟になつた事件は、本市との協議により、支障家屋を移転するため、借家人が市の仮設住宅に入居中、家主が該家屋を第三者に売却した。買受けた第三者は、旧家主が借家人とは合意の上賃貸借契約を解除しているので、借家人の入居を拒否する仮処分をした。そこで市としても黙視できず、且つ今後の移転交渉に支障を来すおそれもあったので、借家人をしてこれに対抗する仮処分を申請せしめたところ、之れが認められ、該家屋の工事が完了の上は申請人（借家人）に賃貸し、その入居を妨害してはならない、との決定を受け、遂に当事者間で訴訟になつたものである。

訴願は、市外某会社から昭和33年9月22日付兵庫県知事に提起されたものである。主張の要点は、50米道路になる同社所有地の一部に対する仮換地を、附近地に3ヶ所に分散して指定を受けたことに対し、従来の自己所有地が、その位置、地積、利用状況、環境等高位にあるにも拘わらず、劣等位の土地に分散指定されたとし、これに対しては、一ヶ所にまとめて指定さるべきものである、として土地区画整理法第89条を根拠として、指定の変更を求めたものであった。

市としては、これに対し、訴願法に基づき弁明書を添え知事に進達して対抗する一方、仮換地を一ヶ所にまとめる問題に関しては、仮換地指定以前から、隣接地主を交えて協議していたものであったから、更に協議を進めた結果、訴願人と、隣接地主との間に仮換地変更の協定が成立したので問題は解決し、書類を取下げたのであった。

第9 竣功調書

(1) 整理施行前後の土地の地目別地積対照表

区分	種 目	施 行 前		施 行 後		備 考
		地 積	割 合	地 積	割 合	
公 共 用 地	道 路	坪 36,083.49	% 33.42	坪 40,560.58	% 37.58	整理前には買収土地 8,612坪を含む
	公 地	746.00	0.69	808.00	0.74	
	水 路	2,128.40	1.97	1,794.99	1.66	
	合 計	38,957.89	36.08	43,162.77	39.98	
民 宅 有 地	田 田	13,911.00	12.88	4,118.00	3.81	
	烟 烟	4,180.00	3.87	880.00	0.82	
	宅 地	42,577.21	39.44	47,523.09	44.02	
	雜 種 地	664.00	0.62	451.98	0.42	
	小 計	61,332.21	56.81	52,973.07	49.07	
	縣、市所有地	478.66	0.44	648.06	0.60	
	墳 墓 地	236.00	0.22	236.00	0.22	
	そ の 他	3,377.00	3.13	8,015.13	7.42	
	小 計	4,091.66	3.70	8,899.19	8.24	
	計	65,423.87	60.60	61,872.26	57.31	
地 國 有 地	公 用 財 產	349.00	0.32	309.00	0.29	
	普 通 財 產	2,876.99	2.67	2,611.26	2.42	
	計	3,225.99	2.99	2,920.26	2.71	以上宅地の筆数合計
	合 計	68,649.86	63.59	64,792.52	60.02	施行前 552筆 施行後 442筆
測 量 増 減		+347.54	0.33			
總 計		107,955.29	100.00	107,955.29	100.00	

土地 所有 者 数	272名	借 地 権 者 数	19名
-----------	------	-----------	-----

(2) 減歩率算出表

整理前宅地地積	整理後宅地地積	差引減歩地積	減歩率	備 考
68,649.86坪	64,792.52坪	3,857.34坪	5.61%	公共用地買収後(買収面積 8,612坪)
77,261.86	64,792.52	12,469.34	16.14	公共用地買収前(")

備 考 1. 保留地なし。
2. 整理前宅地地積には測量増地積347.54坪を含まない。

(3) 公共施設調書

種別	番号名称	幅員	延長	面積	摘要
都市計画街路	広路1. 浜手幹線	50	米 1,651.36	坪 25,004.32	街角剪除27,45を含む東西線
"	I.2.1.小曾根線	30	240.90	2,203.86	" 17.61 " 南北線
"	II.2.1.競馬場線	16	53.09	268.08	" 11.12 " "
小計			1,945.36	27,476.26	
区画街路		11	712.80	2,423.51	
"		平均10.236	27.81	86.13	
"		10	25.09	77.18	
"		8	2,686.30	6,528.97	
"		6	1,033.80	1,901.35	
"		5	15.81	24.40	
"		4.5	27.27	37.12	
"		4	1,309.12	1,600.67	
小計			5,838.03	12,679.33	
開設通路		4	80.40	97.94	
"		3.453	26.45	27.64	
"		3	198.30	179.95	
"		2	140.07	87.15	
"		1.20	33.92	12.31	
小計			479.16	404.99	
計			8,262.38	40,560.58	
区画整理公園	東鳴尾町一丁目公園			307.00	1ヶ所 竜屋公園
"	池開公園			501.00	1ヶ所
計				808.00	
鳴尾新川排水路		8,054	260.83	635.52	
その他水路				1,158.68	
計				1,794.19	
合計				43,162.77	

(4) 事業費

資金計画			
区分	種別	金額	摘要
国費	国庫負担金	99,907,000円	国庫負担率 5割
県費	県補助金	49,953,500	県費補助率 2割5分
市費	市負担金	49,953,500	市負担率 2割5分
計		199,814,000	

事業費負担者別内訳

種別	事業費	国庫負担金	県補助金	市負担金
街路築造費	33,508,743円	16,754,371.50円	8,377,185.75円	8,377,185.75円
水路築造費	5,460,000	2,730,000.00	1,365,000.00	1,365,000.00
公園施設費	378,000	189,000.00	94,500.00	94,500.00
移転補償費	77,669,449	38,834,724.50	19,417,362.25	19,417,362.25
移設費	3,312,110	1,656,055.00	828,027.50	828,027.50
機械器具費	955,904	477,952.00	238,976.00	238,976.00
工事雑費	5,474,695	2,737,347.50	1,368,673.75	1,368,673.75
工事費計	126,758,901	63,379,450.50	31,689,725.25	31,689,725.25
調査設計費	12,844,197	6,422,098.50	3,211,049.25	3,211,049.25
減価補償費	54,140,458	27,070,229.00	13,535,114.50	13,535,114.50
事業費計	193,743,556	96,871,778.00	48,435,889.00	48,435,889.00
事務費	6,070,444	3,035,222.00	1,517,611.00	1,517,611.00
合計	199,814,000	99,907,000.00	49,953,500.00	49,953,500.00

工種別事業費明細書

種別	工種	単位	事業量	平均単価	事業費	摘要
街路築造費					37,488,743円	
	土工	立米	14,973.33		5,697,164	
	整地	平米	30,936.30		130,211	
	側溝	米	3,847.70		4,128,532	
	水抜工	〃	1,327.20		1,406,704	

	道路擁壁	米	2,844.40		3,803,653	
	境界線石	〃	390.00		76,966	
	水路	〃	82.80		3,857,818	
	橋梁	平米	464.28		7,868,361	
	街路舗装	〃	4,189.00		4,090,000	
	暗渠	米	95.28		3,228,413	
	側溝連絡管	〃	552.20		1,347,349	
	橋梁高欄工	〃	16.65		76,729	
	街路砂利敷	平米	13,559.00		1,080,000	
	その他	式	1.00		696,843	
公園施設費		平米	2,668.89		378,000	
水路築造費	巾1.5m	米	94.00		1,480,000	
移転補償費					77,669,449	
	建物移転	戸	233.00		76,419,449	
	宅地造成	坪	1,128.00		1,250,000	
移設費					3,312,110	
	電柱移設	本	40.00		408,000	
	上水道移設	米	布設480.00 撤去509.00		1,578,110	
	下水道移設	〃	287.00		850,000	
	瓦斯管移設	〃	布設260.00 撤去290.00		476,000	
機械器具費					955,904	
工事雜費					5,474,695	
工事費計					126,758,901	
調査設計費					12,844,197	
	測量	坪	107,000.00		3,029,876	
	換地清算	〃	107,000.00		9,814,321	
減価補償費		〃	8,624.43		54,140,458	
事業費計					193,743,556	
事務費					6,070,444	
合計					199,814,000	

第10 事業経過概要一覧表

年月日	事項	備考
昭和29. 7. 14	西宮特別都市計画鳴尾土地区画整理並びに同事業及びその執行年度割の決定	事業区域94,500坪
29. 7. 23	同上決定の告示	建設省告示 第1,284号
31. 5.	初年度事業費40,000,000円負担内示	
31. 6. 1	事業担当係員を鳴尾仮事務所に駐在させる	
31. 6. 8	昭和31年度国庫負担金交付申請	
31. 7. 5	事業計画及び施行規程の継続開始	
31. 7. 21	事業計画及び施行規程の認可を兵庫県知事に申請	
31. 8. 17	昭和31年度国庫負担金決定通知受領	
31. 8. 31	事業計画及び施行規程認可	
31. 9. 10	同上認可の公告	兵庫県告示 第459号
31. 10. 13	施行規程公布	西宮市規則 第24号
31. 12. 27	土地地区画整理審議会委員選挙取扱規則公布	" 第29号
32. 1. 10	土地地区画整理審議会委員選挙期日の公告	西宮市告示 第3号
32. 4. 2	同上委員の当選人告示及び同学識経験委員の選任	無投票当選
32. 6. 5	事業計画変更のため計画書の継続開始	公園位置変更、都市計画街路の一部幅員縮少を内容とするもの 議題は会長選挙及び会長代理者互選の件
32. 6. 6	第一回土地地区画整理審議会開催	交付決定額45,000,000円 (事業費90,000,000円)
32. 7. 20	昭和32年度国庫負担金交付決定通知受領	区画街路の一部廃止
32. 9. 7	事業計画変更継続開始	
32. 9. 25	事業計画変更認可申請(第1回)	仮換地指定案諮詢問
32. 11. 12	審議会開催	公園の位置変更、都計街路巾員縮少、街路の一部廃止等を内容とするもの
32. 11. 16	事業計画変更認可	兵庫県告示 第766号
32. 11. 25	同上認可の公告	地区内土地所有者
32. 11. 27	仮換地及び予定地積通知	阪神米油株式会社21名
33. 5. 7	仮換地指定(第1回)	田中善一他7名
33. 6. 26	同上(第2回)	交付決定額33,000,000円 (事業費66,000,000円)
33. 6. 28	昭和33年度国庫負担金決定通知受領	兵庫県他5名
33. 9. 4	仮換地指定(第3回)	建設省告示 第1,416号
33. 9. 5	事業区域変更(107,000坪となる)	区域変更に伴うもの(第2回変更)
33. 11. 25	事業計画及び施行規程変更のための継続開始	
33. 12. 12	事業計画施行規程変更認可申請(事業計画第2回)	兵庫県指令第9271号の1
34. 1. 30	同上認可	伊藤貴志男他62名
34. 3. 18	仮換地指定(第4回)	施行区域の変更に伴う地域の名称変更
34. 5. 20	施行規程改正公布	大伏ミサヲ他65名
34. 9. 23	仮換地指定(第5回)	仮換地変更及び評議員選任の同意を求むるもの
34. 9. 30	審議会開催	

35. 2. 4	施行規程改正公布	審議会委任の任期を3年から5年間に延長するもの
35. 2. 23	評価員選任	米田伊之介他37名
35. 2. 24	仮換地指定（第6回）	路線候選地について詮問
35. 6. 13	第1回評価員会議開催	古出安藏他17名
35. 6. 23	仮換地指定（第7回）	浅野春松他10名
35. 9. 13	同 上（第8回）	整理前後の土地評価額詮問
36. 1. 27	第2回評価員会議開催	借地権の指定及び換地計画案詮問
36. 3. 6	審議会開催	浜辰次郎2人
36. 3. 14	仮換地指定（第9回）	岡房次郎他19名
36. 3. 14	借地権指定	地区内関係者
36. 4. 17	土地評価額及び清算金内定通知	
36. 7. 15	事業計画変更認可申請（第3回）	
36. 7. 25	町区域の変更について申請	相中町3丁目の一部を鳴尾町3丁目の区域に編入しようとするもの
36. 8. 10	事業計画の変更認可	兵庫県指令計画第1202号
36. 9. 30	町区域の変更に関する西宮市議会の答申	
36. 10. 12	換地計画の概観開始	10月25日概観終了
36. 11. 9	換地計画認可申請	兵庫県指令計画第95号
37. 1. 20	同上認可	
37. 2. 14	換地比率	
37. 2. 15	換地比率の届出	
37. 3. 3	換地比率の公告	兵庫県告示 第147号
37. 3. 28	換地計画の一部変更認可申請	兵庫県指令計画第800号の1
37. 4. 11	同上認可	
37. 4. 23	換地比率の一部変更届出	
37. 5. 9	同上比率変更公告	兵庫県告示第369号
37. 5. 10	土地区画整理登記嘱託	
37. 6. 13	同上登記完了	
37. 6. 18	土地所有者に登記完了通知	

昭和37年10月10日印刷 発行者 西 宮 市
昭和37年10月15日発行 印刷所 株式会社小西印刷所